

経営支援等補助金 募集のご案内

(販路開拓事業)

わかやま産業振興財団では、国内展示会へ出展する県内中小企業者に対して、その経費の一部を補助します。つきましては、下記のとおり補助事業の募集を行います。

1. 補助対象となる方

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第2条第1項の中小企業者及び第3項の創業者で、県内に事業所を有する方。(※本補助事業の交付を初めて受けられる事業者を優先します。)

2. 補助対象となる事業

〔販路開拓事業〕

- ・事業内容 自社で開発した新商品等の販路開拓のため、国内の展示会へ出展する事業
- ・補助額 10万円以上50万円以内
- ・補助率 補助対象経費の2分の1以内

3. 補助対象経費

会場整備費、借料及び損料、印刷製本費等のうち理事長が必要かつ適当と認める経費

4. 応募について

〔募集期間〕 令和2年3月9日(月)～令和2年3月30日(月) ※17時必着

〔応募方法〕 提出書類を揃えて、下記お問い合わせ先まで持参または郵送でご提出ください。

なお、応募の際は必ず「公益財団法人わかやま産業振興財団 経営支援等補助金 交付要綱」をご確認ください。

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書 (word)
- (2) 事業計画書 (word)
- (3) 収支予算書 (excel)
- (4) 事業内容の詳細がわかる書類の写し (展示会並びに新商品の内容)
- (5) 経費の積算根拠となる書類 (見積書等) の写し
- (6) 和歌山県税の納税証明書 (県税に未納がない証明書)
- (7) その他参考資料 (会社概要ほか)

5. 留意事項

- (1) 中小企業の内、次のいずれかに該当する者（みなし大企業）は、この事業の補助対象者とはなりません。
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (2) 補助の対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている場合、又は今後受ける予定がある場合は、この事業の補助対象とはなりません。
- (3) 補助事業期間は、交付決定日から最長で令和3年2月26日（金）までとなります。
- (4) 交付決定日以降に発生（発注・契約）し、事業完了日までに支払いを終えた経費が対象となります。交付決定日より前に発生した経費及び支払った経費は対象となりません。但し、展示会出展に係る小間料については、申し込み・契約が交付決定日前であって構いません。
- (5) 過去に、経営支援等補助金（販路開拓事業）の補助等を受けている場合、同一商品（機能）の販路開拓事業は補助対象となりません。
- (6) 本事業は和歌山県及び公益財団法人わかやま産業振興財団の令和2年度予算の成立が前提となります。

6. 審査について

提出いただいた事業計画書等について審査会で審査し、審査結果をもとに、補助金の交付の可否及び補助金額を決定します。

7. お問い合わせ先

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6F

公益財団法人わかやま産業振興財団 経営支援部 企業支援班 担当：日高・太田

TEL 073-432-3235 / FAX 073-432-3314

E-mail kigyoushou@yarukiouendan.jp